

デジタル・プラットフォームにおける偽・誤情報の 拡散や投資詐欺に関する規制の動向



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所
所長・シニアパートナー弁護士 落合孝文

2024.7.11

自己紹介



落合 孝文

・渥美坂井法律事務所外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所
所長・シニアパートナー弁護士（第二東京弁護士会所属）

Email: takafumi.ochiai@aplaw.jp

・スマートガバナンス株式会社代表取締役共同創業者

慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業。2005年慶應義塾大学大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格。2006年弁護士登録（第二東京弁護士会）。森・濱田松本法律事務所東京事務所及び北京事務所での業務を経て、2015年から渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に移籍し現職に至る。医療、金融、不動産、交通、通信等の業界を中心に新規事業開発や政策・規制対応、AI・データ等の利用支援情報利活用に関するサポートを行っており、2022年にはアジャイルガバナンスの実装支援等を行うスマートガバナンス株式会社を創設した他、以下のような官民の各組織での検討等にも参加している。

総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会及び同WG委員、総務省デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会、同公共放送WG及び同放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG委員、総務省AIネットワーク社会推進会議ガバナンス検討会委員、経済産業省Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会委員、内閣府規制改革推進会議スタートアップ投資WG座長、内閣府国家戦略特区WG座長代理、内閣府新技術等効果評価委員会委員、デジタル庁デジタル関係制度改革検討会委員、一般社団法人Fintech協会代表理事副会長、一般社団法人金融サービス仲介業協会代表理事副会長、一般社団法人MyDataJapan理事、一般社団法人データ社会推進会議監事

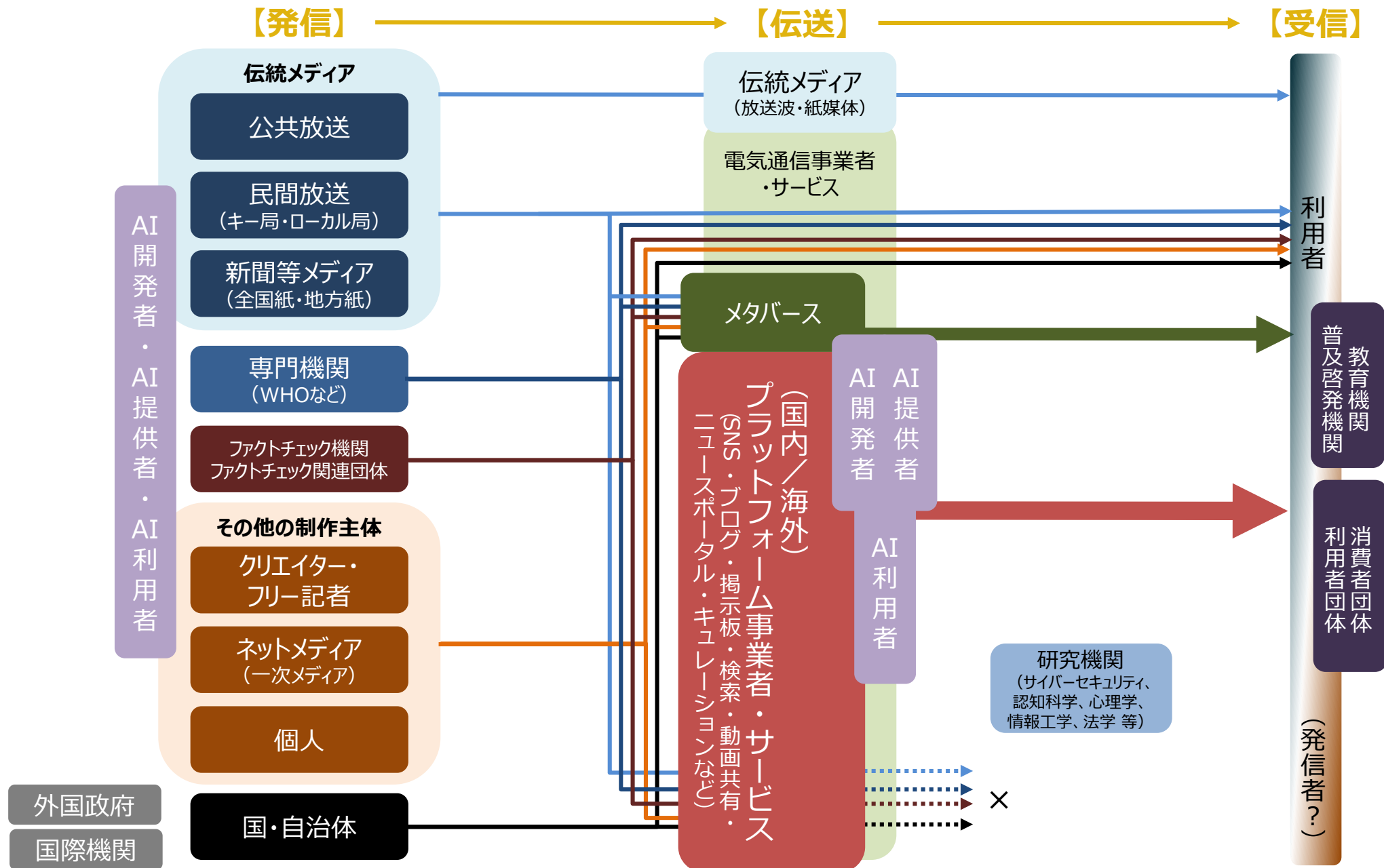


研究所HP



研究所X(旧Twitter)

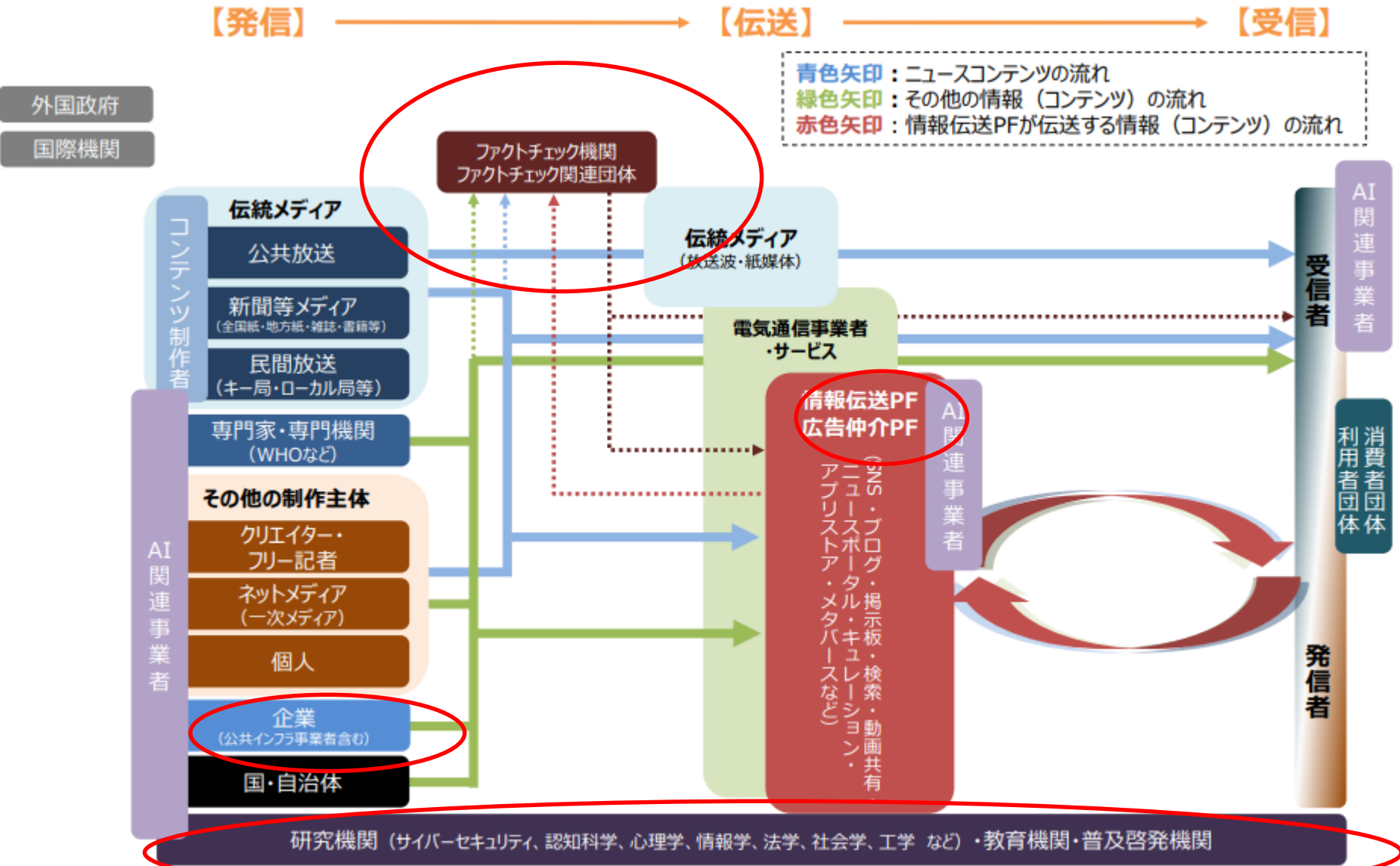
2023/12総務省検討会での筆者発表資料（デジタル空間における情報伝達の現状）



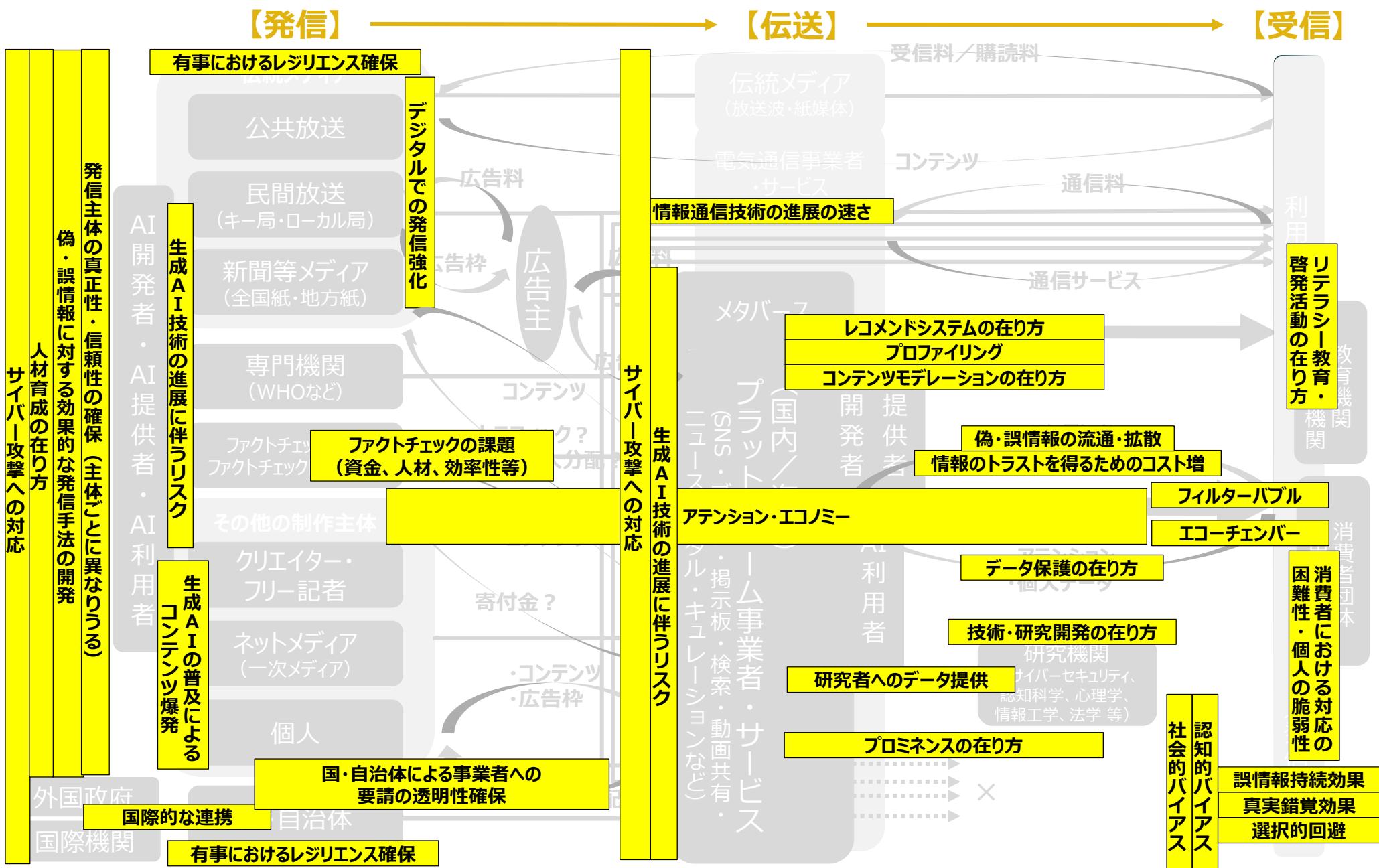
総務省の2024年6月末時点でのデジタル空間における情報流通の整理

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

注：赤丸は筆者が2023/12の発表との差分について付したものである



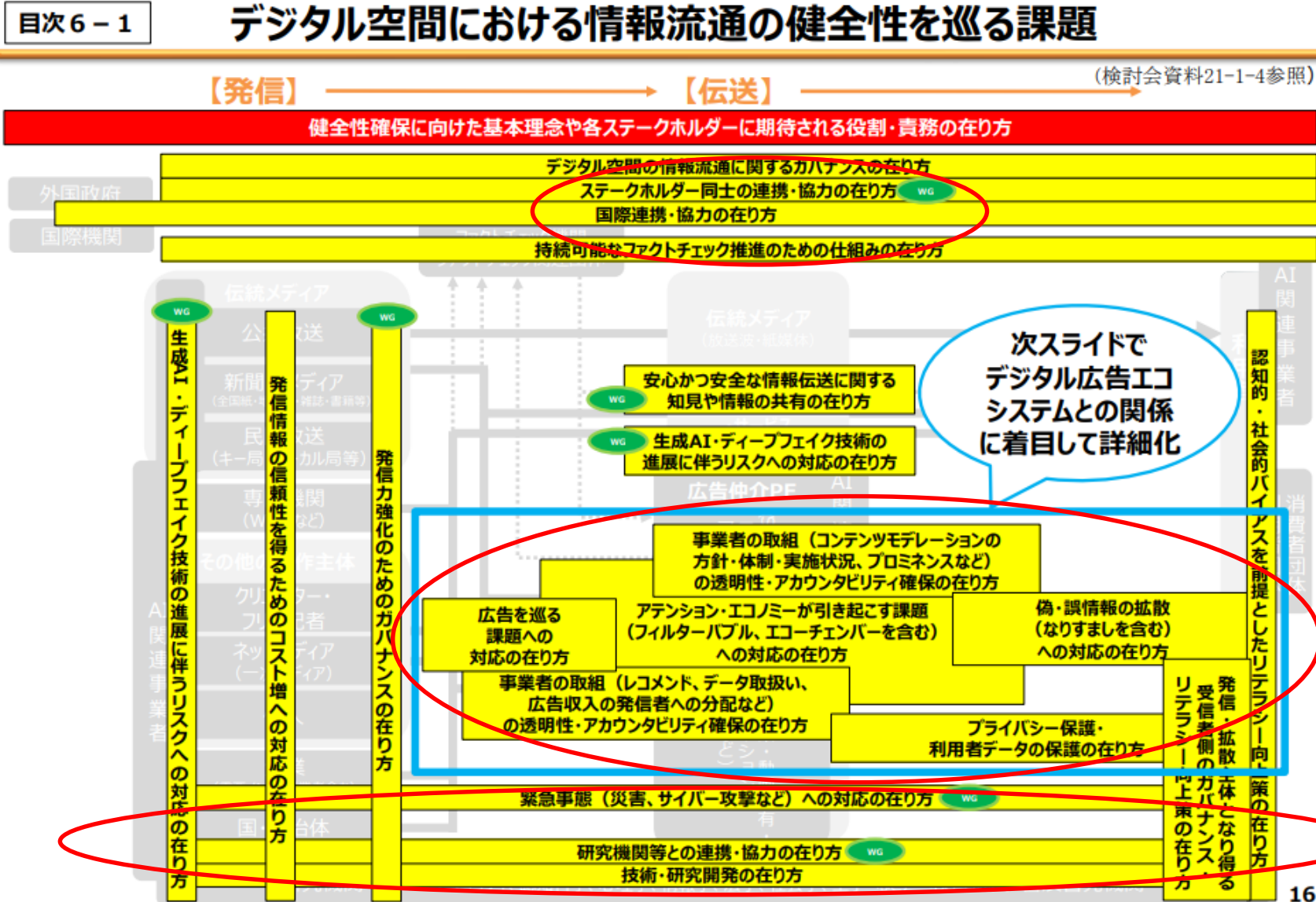
2023/12総務省検討会での筆者発表資料（デジタル空間における情報伝達の課題（例））



総務省の2024年6月末時点でのデジタル空間における情報流通の整理

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

注：赤丸は筆者が2023/12の発表との差分について付したものである

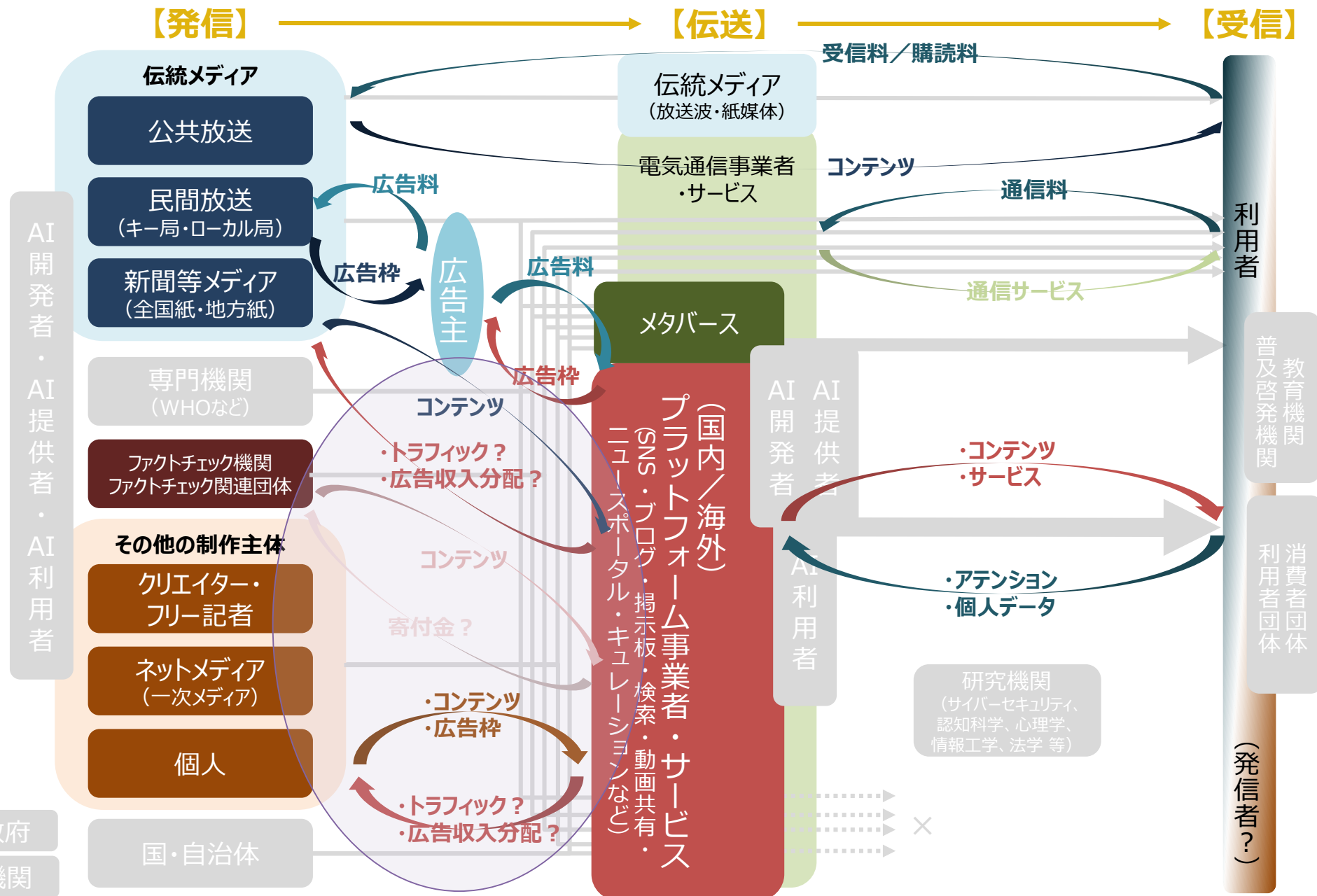


2023/12総務省検討会における筆者発表資料（指摘した検討の視点）

・ アテンション・エコノミーに関する分析の必要性

- ・ 情報の伝送を行うにあたり、誤情報・偽情報の拡散に限らず、信頼性が高いコンテンツの拡散が進まないことには、デジタル空間における関係者に対する行動インセンティブの設計に課題があるのではないか
- ・ 「アテンション・エコノミー」は、行動インセンティブの歪みを指摘するものとも思われるが、実際にはコンテンツの伝送にあたり、様々なプラットフォーム、広告エコシステム、データの移転・分析、コンテンツの利用がなされており、十分に分析できていない。例えば、アドフラウド、ディープフェイク・・・その他問題として指摘される典型的ないくいくつかのケースや、政治的言論、サイバー攻撃などの場面において、具体的な当事者の関係性、行動インセンティブ、関係者の行動の傾向などの状況のそれぞれを分析していくことが重要ではないか
- ・ デジタル市場競争本部においては、経済的分析において進んだ部分があるが、経済的規制を議論するものであるため競争環境を離れて、情報の拡散における問題点までは分析されておらず、社会的政策・対応を検討する本検討会での独自の分析の意義は残ると考えられる
- ・ デジタルプラットフォーム・サービスの伝送場面においても、コンテンツモデレーション等の実施状況や、エコシステムの状況について分析を深めることが有用なように思われる

2023/12総務省検討会での筆者発表資料（デジタル空間における情報伝達エコシステムの現状）

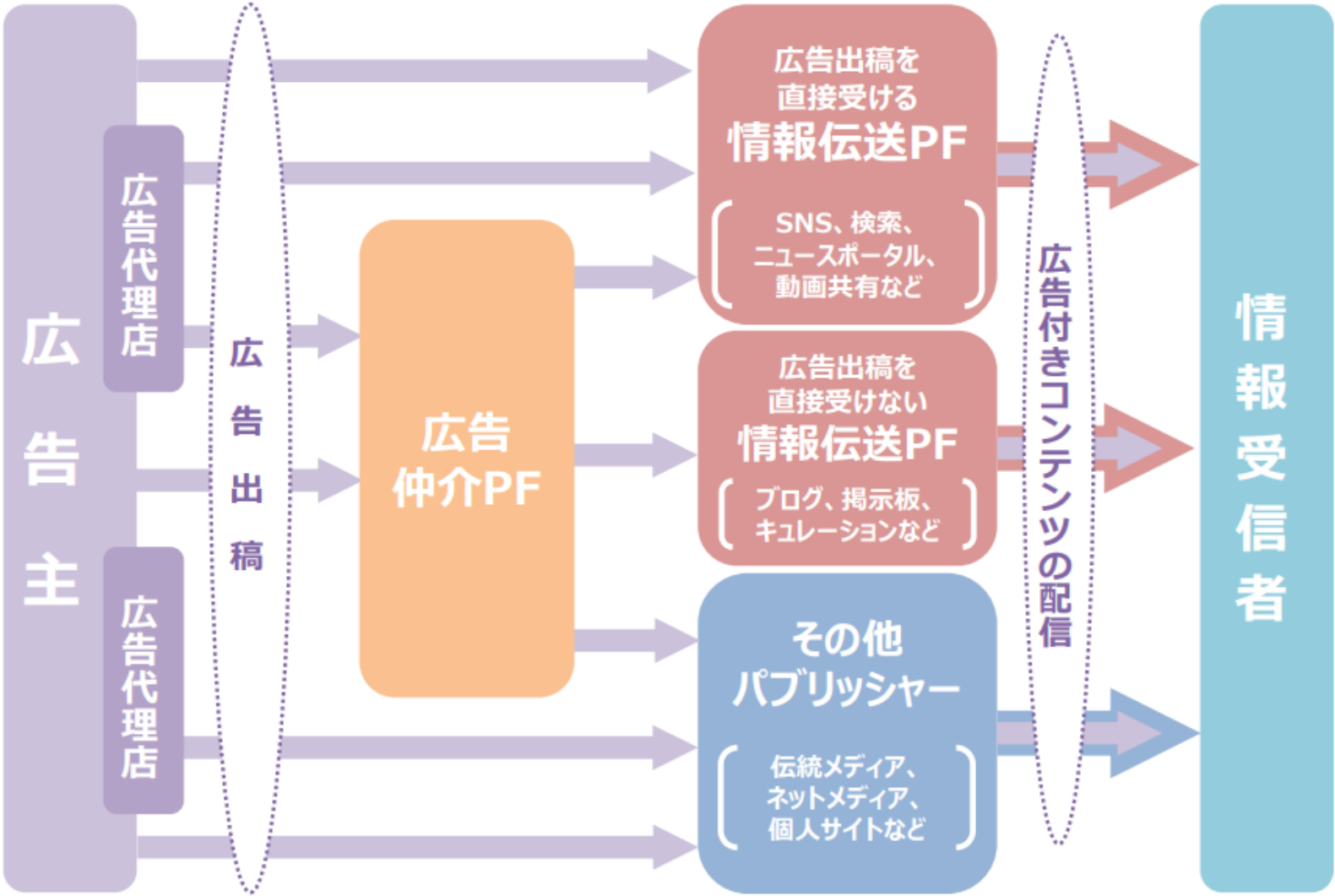


総務省の2024年6月末時点でのデジタル広告エコシステムに関する整理

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

参考

デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの全体像（イメージ）



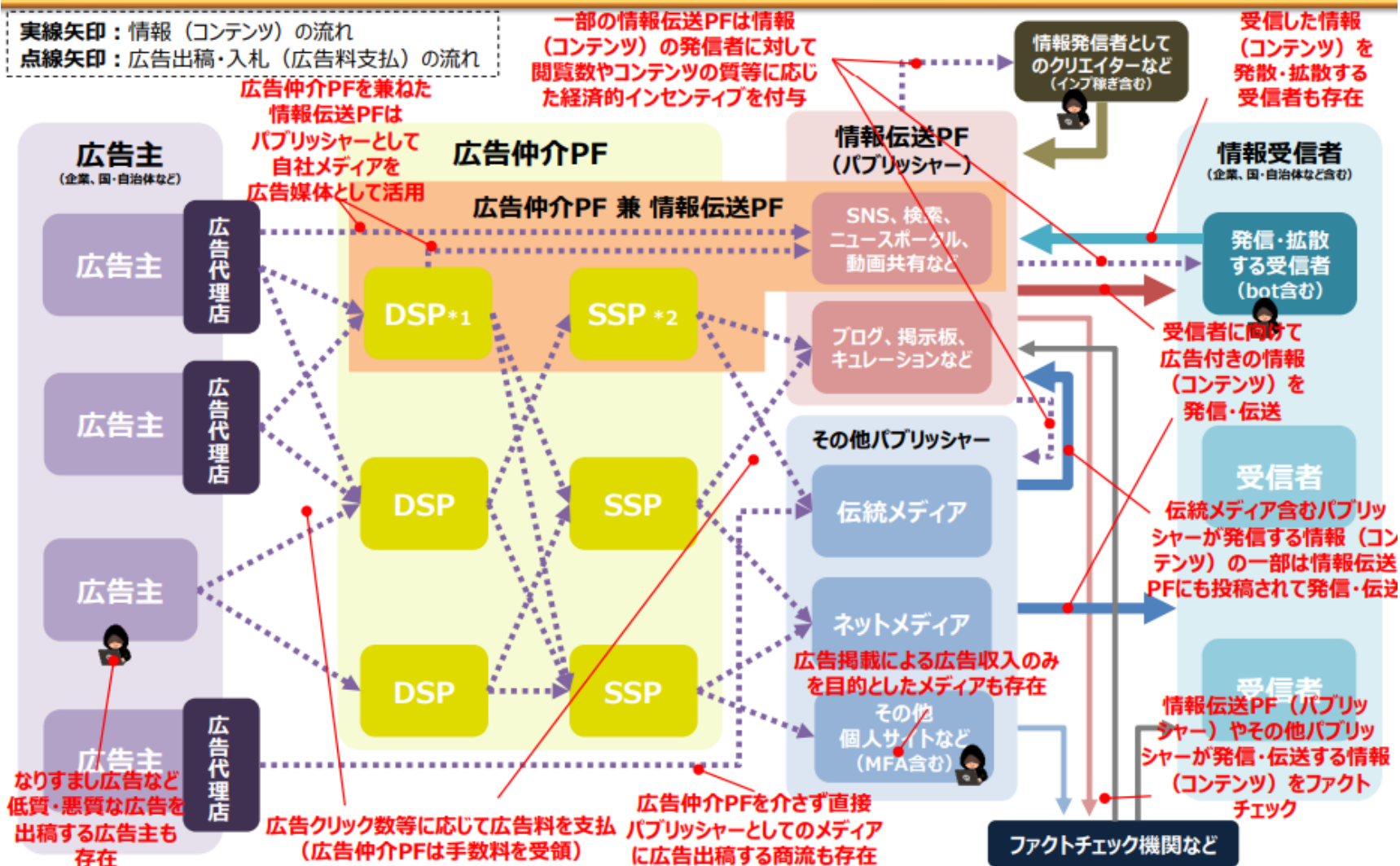
総務省の2024年6月末時点でのデジタル広告エコシステムに関する整理

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

参考

デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの関係性の全体像

実線矢印：情報（コンテンツ）の流れ
点線矢印：広告出稿・入札（広告料支払）の流れ



*1 DSP (Demand Side Platform): 広告主の広告目的や消費者に関するデータ等に基づいて広告出稿の管理・最適化を行うツール。

*2 SSP (Supply Side Platform): パブリッシャーが広告枠の販売の効率化や最大化を図るためのツール。

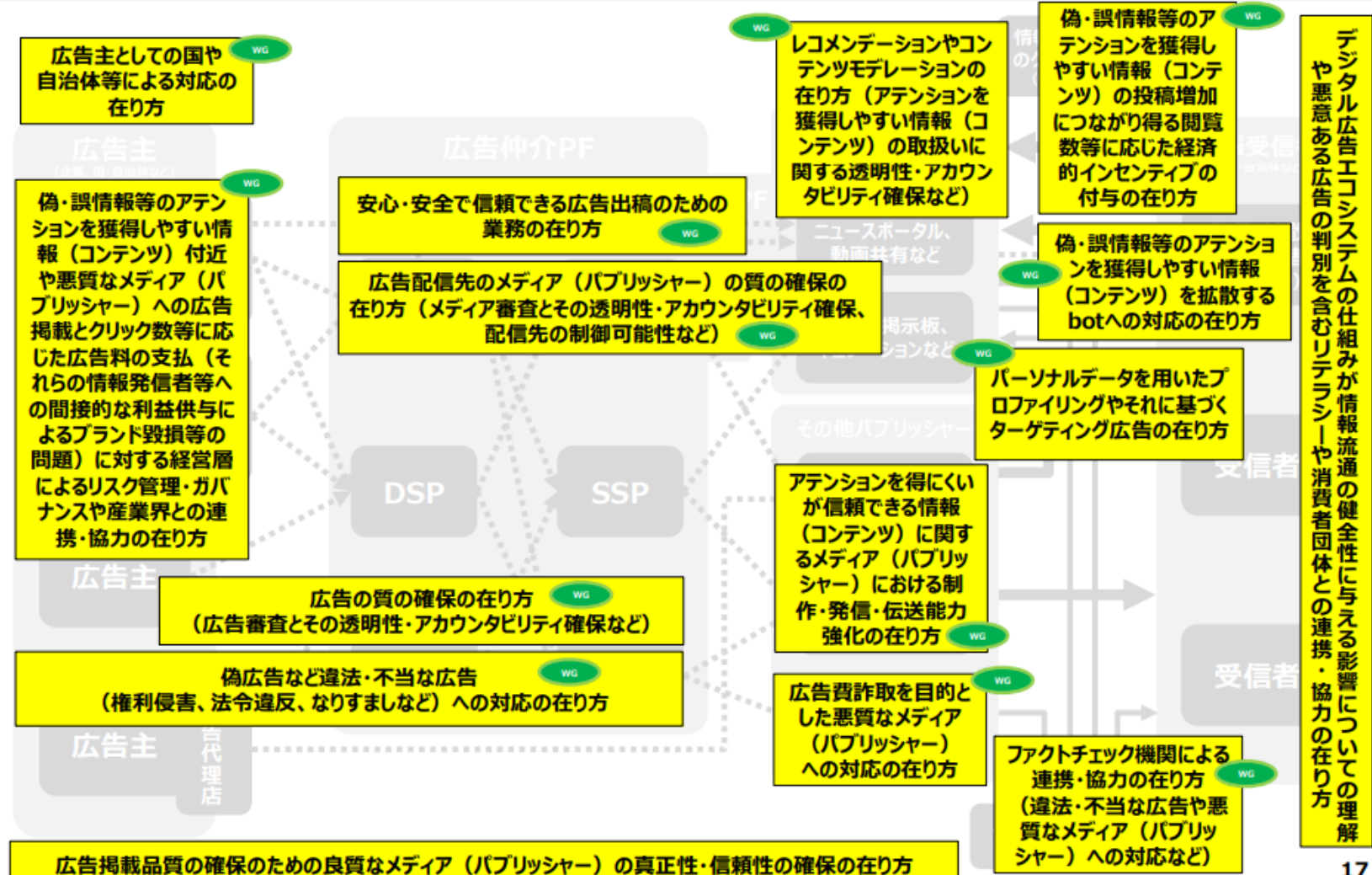
総務省の2024年6月末時点でのデジタル空間におけるデジタル広告エコシステムの課題の整理

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

目次 6-1

デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの関係性を巡る課題

(検討会資料21-1-4参照)



情報流通に関する基本的な方針

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

目次5-1 デジタル空間における「情報流通の健全性」に関する基本理念

情報流通過程全体に共通する高次の基本理念

(検討会資料20-3-1 p.5 参照)

- **表現の自由と知る権利の実質的保障及びこれらを通じた法の支配と民主主義の実現**
…自由な情報発信と多様な情報摂取の機会が保障され、個人の自律的な意思決定が保護されるとともに、これを通じ、表現の自由や知る権利以外の様々な権利利益（営業の自由など）にも配慮したルールに基づく健全な民主的ガバナンスが実現すること
- **安心かつ安全な情報流通空間としてのデジタル空間の実現**
…平時・有事（災害発生時等）を通じ、アテンション・エコノミーを構造的要因とするものを含め、偽・誤情報や悪意ある情報の流通による権利侵害、社会的混乱その他のフィジカル空間への影響が抑止されるとともに、情報流通の過程全体を通じ、サイバー攻撃や安全保障上の脅威等への対抗力が確保された強靱なデジタル空間が実現すること
- **国内外のマルチステークホルダーによる国際的かつ安定的で継続的な連携・協力**
…デジタル空間に国境がないことを踏まえ、国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながらデジタル空間における情報流通に関するガバナンスの在り方について安定的かつ継続的に関与できる枠組みが確保されていること

情報流通の過程ごとに具体化

情報発信に関する基本理念

- **自由かつ責任ある発信の確保**
…自由かつ、ジャーナリズムやリテラシーに裏付けられた責任ある発信が確保されていること
- **信頼できるコンテンツの持続可能な制作・発信の実現**
…信頼できる魅力的なコンテンツの制作・発信（ファクトチェックを含む）に向けたリソースが安定的かつ継続的に確保され、そうした活動の透明性が確保されるとともに、その価値が正当に評価されていること

情報受信に関する基本理念

- **リテラシーの確保**
…受信者において技術的事項を含むリテラシーが確保され、デジタル社会の一員としてデジタル空間における情報流通の仕組みやリスクを理解し、行動できること
- **多様な個人に対する情報へのアクセス保障とエンパワーメント**
…個人の属性・認知能力や置かれた状況の多様性を考慮しつつ、あらゆる個人に対してデジタル空間における情報流通への参画と意思決定の自律性確保の機会が与えられていること

情報伝送に関する基本理念

- **公平・オープンかつ多元的な情報伝送**
…多元的で信頼できる情報源が発信する情報が偏りなく伝送（媒介等）されていること
- **情報伝送に関わる各ステークホルダーによる取組の透明性とアカウントビリティの確保**
…プラットフォーム事業者や政府を含む関係者の取組・コミュニケーションの透明性が確保されるとともに、それらの取組等や透明性確保につき責任を負うべき主体・部門が特定され、明確であり、当該主体・部門から責任遂行状況について十分に説明してもらうことが可能な状態にあること
- **プラットフォームにおける利用者データの適正な取扱いと個人のプライバシー保護**
…個人情報を含む様々な利用者データの適正な収集・利活用とそれを通じた個人の意思決定の自律性が確保され、個人のプライバシーが保護されていること

情報流通に関するインフラ事業者・広告主の役割

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

- 金融業界も含めた準公共セクター、民間事業者への要請
 - 社会インフラとしての金融機関の積極的情報発信の必要性
 - 広告発信におけるブランドセーフティと利用者保護を意識したデジタル広告への関与

目次5-2 役割・責務③：主として情報発信に関わるステークホルダー②

(検討会資料20-3-1 p.8 参照)

公共インフラ事業者に期待される役割・責務

- 国民生活や社会経済活動が依存している基盤として提供され、他に代替することが困難な公共的なサービスや事業の運営に支障をきたす偽・誤情報の拡散に対する、事実情報の発信と関係機関への共有

その他の企業・産業界に期待される役割・責務

- デジタル広告の広告主として、ブランドセーフティが自社のブランド価値のみならずデジタル空間における情報流通の健全性に与える影響・リスクを認識し、これを軽減するための取組に主体的に関与

その他の制作・発信主体に期待される役割・責務

- 発信者としてのリテラシー向上（自由な発信に伴う責任の自覚）

【参考】情報流通に関するPF等への要請方針

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

目次5-2 役割・責務④：主として情報伝送に関わるステークホルダー①

(検討会資料20-3-1 p.8 参照)

情報伝送PFに期待される役割・責務

- 自社サービスやそのアーキテクチャ（サービスに組み込まれたアルゴリズムを含む）がアテンション・エコミーの下で情報流通の健全性に与える影響・リスクの適切な把握と対応
※ 緊急事態等における体制整備など、必要に応じたリスク軽減措置の実施
- 違法・有害情報等の削除等に関する基準の策定やそれに基づく削除等の実施を含め、情報流通の適正化について一定の責任
※ 投稿の削除やアカウント凍結・停止、注意喚起を促すラベル付与、表示順位の低下等、ポリシーに定められた違法・有害情報等の流通抑止のために講じる措置等
- ユーザの表現を預かる立場でもあり、ユーザの表現の自由の確保について一定の責任
- 大規模なプラットフォームサービスの提供者は、そのサービスの提供により情報流通について公共的役割
- 場面に応じ、国民にとって必要な情報を確実かつ偏りなく伝送（例：災害発生時など）
- 伝送情報へのコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保
※ 発信者への理由説明その他の救済手段の確保を含む
- 利用者データの収集・利活用（プロファイリングを含む）の適正性やこれらを通じたレコメンデーションを行う場合における透明性・アカウントビリティの確保
- 啓発活動や技術実装・アーキテクチャ設計を通じた利用者のリテラシー向上支援
- ファクトチェックの推進
- 自社サービス上に表示される広告の質の確保に向けた取組とその透明性・アカウントビリティの確保
- 以上の各役割・責務を果たす上での伝統メディア、ファクトチェック機関、広告主・広告関連事業者、AI関連事業者、研究機関、利用者を含む市民社会その他のステークホルダーとの緊密な連携
※ 自主的な行動規範への参画、データへのアクセス提供などを含む

13

目次5-2 役割・責務⑤：主として情報伝送に関わるステークホルダー②

(検討会資料20-3-1 p.8 参照)

広告仲介PFその他広告関連事業者に期待される役割・責務

- 広告そのものや広告配信先メディアの質の確保に向けた取組とその透明性・アカウントビリティの確保
※ 伝統メディア、ファクトチェック機関、AI関連事業者その他のステークホルダーとの連携を含む
- 利用者データの収集・利活用（プロファイリングを含む）の適正性やこれらを通じたターゲティングを行う場合における透明性・アカウントビリティの確保
- 以上を通じ、アテンション・エコミーの下での情報流通の健全性確保に貢献

メタバース関連事業者に期待される役割・責務

- 社会と連携しながら更なるメタバースにおける自主・自律的な発展を目指しつつ、透明性、アカウントビリティ、プライバシーへの配慮、セキュリティ確保などメタバースへの信頼性を向上させるために必要な取組を実施

AI関連事業者に期待される役割・責務

- AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で、必要な対策を実施
- AI開発・提供・利用において、「AI事業者ガイドライン」を参照し、指針遵守のために適切なAIガバナンスを構築するなど、具体的な取組を自主的に推進

その他の電気通信事業者に期待される役割・責務

- 安心かつ安全な情報伝送に関する知見や脆弱性情報の共有等を通じた他のステークホルダー（※）との緊密な連携
※ プラットフォーム事業者、伝統メディア、ファクトチェック機関、研究機関など
※ 緊急時における偽・誤情報対策の取組体制の確立など
- 青少年や高齢者のリテラシー確保に向けた支援・エンパワーメント
※ 携帯キャリア等によるペアレンタルコントロールサービスの提供など

14

ここまでの制度面も念頭においた検討の状況について

- 検討会全体としては、制度面に限らない、人材育成、技術開発、ファクトチェック推進、研究者との連携、ステークホルダーへの要請なども含めて総合的な検討が行われている
 - 検討会WGにおいて、欧州デジタルサービス法（DSA）を最大のベンチマークとして、欧州AI法、メディア自由法、米国の裁判例での議論、通信品位法、FTC法、州法や、英国オンライン安全法等の各国の法制（や行動規範等の制度等の運用実務）を踏まえて、情報伝送PF、広告仲介PFの規制を中心に議論がされている
 - 一方で、デジタル広告については、情報伝送PFのコンテンツモデレーションの議論に比べ、今後のヒアリングも予定され、さらに分析が深められるべき状況にある（WG資料31-2参照）
 - また、日本においては、SNS型の投資詐欺の議論が大きくなっていることもあり、単なる偽情報・誤情報だけでなく、権利侵害情報や違法情報もてどのように制度整備を行いうるか検討がされる見込み
 - 2024年通常国会において改正されたプロバイダ責任制限法（改正後の法令は情プラ法と通称されている）の改正とは別途議論がされているものであることに注意
- 上記のようなリスクの軽減の規制議論が進む一方で、メディアの情報発信等信頼性が高い情報流通を推進する方策や、制度によらない技術による対策も模索されている

【参考】2024年通常国会での改正情プラ法の概要

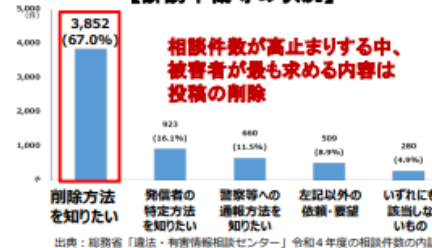
【出典】総務省HP : https://www.soumu.go.jp/main_content/000931474.pdf

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- ・ 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報の流通は、ネット利用が国民生活に浸透する中で社会問題化。これまで、発信者情報開示に係る法改正等、累次の対応を実施。
- ・ 被害者からの要望が多い投稿の削除に関しては、制度化が進んでおらず、課題が多く存在。
- ・ これらの課題に対応するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し、(1)対応の迅速化、(2)運用状況の透明化**の具体的措置を求める制度整備を行う。

背景

【誹謗中傷等の状況】



【削除に関する課題】

- 課題例① 削除の申請窓口が分かりづらく、申請が難しい
- 課題例② 放置されると情報が拡散するため、被害者は迅速な削除を求めている
- 課題例③ 削除申請をしても通知がない場合があり、削除がなされたかが分からない
- 課題例④ 事業者の削除指針の内容が抽象的で何が削除されるか分からない

改正の概要

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上の者**。

(1) 対応の迅速化（権利侵害情報）

- 削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

(2) 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。**

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

情報流通に関する技術的開発の方針

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-1-4

- ・ 制度面での対策だけでなく、インターネットガバナンスの整備も参考にしつつ、技術面からのガバナンスの整備も検討されている（6月10日検討会資料22-2-1、22-2-2なども参照）
 - ・ 発信者を判別可能とする技術として、オリジネータプロフィール（OP）なども想定されている
 - ・ 生成AIに関しては、OECDにおいて生成AI時代の信頼に関するグローバル・チャレンジ、OECD Information Integrity Hubなどの取り組みも進められているところ

目次 6-3

具体的な方策（技術の研究開発・実証）

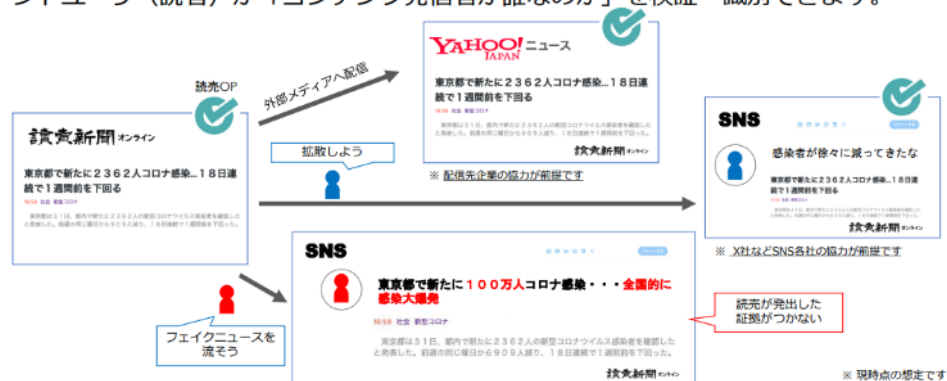
<偽・誤情報等対策技術の研究・開発・社会実装の推進>

- 総務省令和5年度補正予算により、令和6年度では、インターネット上で流通する情報について、生成AIにより生成されたコンテンツのうち、人物又は街並み・風景に関する画像・映像を判別する技術の開発・実証を実施。今後は、生成AIにより生成された音声に係るコンテンツを判別する技術等の開発・実証等、取組を一層進めるなど、偽・誤情報等対策技術の研究・開発・社会実装を引き続き推進していくことが必要ではないか。さらに、このような対策技術については、偽・誤情報等の流通・拡散は国内のみならず国際的な課題でもあることから、国内における社会実装のみならず、海外における実装など国際展開を推進することが必要ではないか。
- 発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とする技術など、発信者情報の実在性・信頼性を確保する技術の開発・社会実装の推進に加え、インターネット上の情報は国際的に流通・拡散することから、国際標準化を含む国際展開を推進することが必要ではないか。
- アド Fraud 対策として、広告主、広告会社、DSP等、広告枠の買い付け側による広告掲載先の指定やコントロール可能な広告商品・サービスの選択が進められている。具体的には、各事業者において、AIを用いて不正な広告の自動検知をするアドベリフィケーション技術を提供するベンダー事業者との接続などの対策を実施しているところ、このようなアドベリフィケーション技術や違法不当な広告や広告掲載先メディアの自動審査技術など、デジタル広告関連技術等の研究・開発・社会実装を推進すべきではないか。

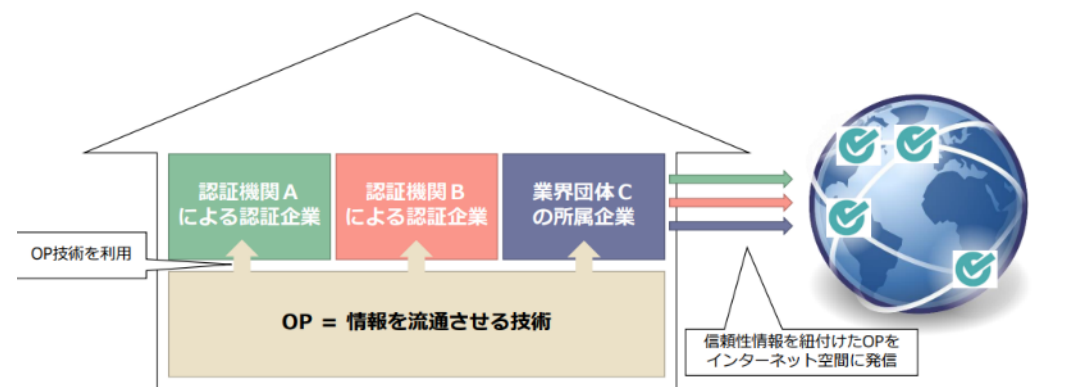
【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年4月15日クロサカ構成員配付資料17-2

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年4月15日クロサカ構成員配付資料17-2

詐称困難な形でウェブコンテンツにIDを付与し、ウェブに流通させる技術です。エンドユーザ（読者）が「コンテンツ発信者が誰なのか」を検証・識別できます。



OPIは、あくまで「コンテンツ発信者の真正性」を流通させる技術です。第三者機関による認証を受けたり、主要な業界団体への所属等を利用要件することを想定しています。



※ 現時点の想定で

デジタル空間における情報流通の健全性確保のための制度整備の方向

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会WG2024年7月1日総務省配付資料31-1

1 目次

2	第1章 本WGにおける検討の背景と経緯.....	4
3	第2章 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応の在り方.....	8
4	1. 対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲.....	14
5	2. 偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型.....	16
6	3. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策.....	18
7	(1) 総論.....	18
8	(2) コンテンツモデレーションに関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保.....	18
9	(3) コンテンツモデレーションに関する対応の迅速化を通じた実施の促進.....	19
10	(4) 情報の可視性に直接の影響がないものを中心としたコンテンツモデレーションの確実な実施..	22
11	(5) 情報の可視性への影響が大きいコンテンツモデレーションの確実な実施.....	23
12	(6) 違法性を有する偽・誤情報の発信を繰り返す発信者等への対応.....	23
13	(7) 情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーションの実施.....	23
14	4. 偽・誤情報の発信を抑止するためのその他の方策.....	24
15	第3章 情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方.....	25
16	1. 情報伝送PF事業者による社会的影響の予測・軽減措置の実施.....	25
17	2. 特に災害発生時等における対応.....	27
18	第4章 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方.....	29
19	1. 連携・協力の目的.....	29
20	2. 協議会の設置.....	30
21	3. 協議会の役割・権限等.....	30
22	第5章 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方.....	31
23	1. 対応を検討すべきインターネット上に流通する「違法・不当な広告」の範囲.....	33
24	2. デジタル広告の流通前の事前審査の在り方.....	33
25	3. 違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の実効性確保に向けた方策.....	35
26	(1) 総論.....	35
27	(2) 広告掲載停止措置に関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保について.....	35
28	(3) 広告掲載停止措置に関する対応の迅速化を通じた実施の促進について.....	36
29	(4) 広告掲載停止措置の確実な実施について.....	37
30	(5) 情報流通の態様に着目した広告掲載停止措置の実施について.....	37
31	第6章 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方.....	39
32	1. 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告主（及び広告代理店）による取組の促進方策..	39
33	2. 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介PF事業者による取組の促進方策.....	40
34	第7章 その他全体に共通する事項.....	42
35	1. 執行手段・プロセス.....	42
36	2. 対象事業者の範囲.....	42
37	(1) 情報伝送PF事業者.....	42
1	(2) 広告仲介PF事業者.....	42
2	3. 生成AIを用いて生成される情報への対応.....	42

偽情報・誤情報の定義

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会WG2024年7月1日総務省配付資料31-1

2024年7月1日時点でのWGの中間取りまとめ案での特定方法

- 権利侵害、違法の場合を含むとしている点について、欧州のDSAとの相違がある
- 最終的な文言等は7月1日WGでの議論を踏まえ中間取りまとめ案で修正される可能性もあることに注意

具体的には、少なくとも、次の①及び②の要件をいずれも満たす情報は、原則として、対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲に含まれるものと考えることが適当である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 検証可能な誤りが含まれていること② 次の各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められること<ul style="list-style-type: none">i. 当該情報そのものが有する権利侵害性その他の違法性や客観的な有害性（及びその明白性）ii. 当該情報が流通・拡散することによる社会的影響の重大性（及びその明白性）
例）人の生命、身体又は財産に重大かつ明白な悪影響を与えるような情報
重大な社会的混乱を招くような情報iii. ①の誤りが含まれていることについての検証の容易性（誤りが含まれていることの明白性） |
|---|

①の要件は、対象範囲の客観的な明確性を確保する観点から要求されるものである。「内容」に誤りが含まれている情報のみならず、なりすましアカウントによる投稿など、発信者の「名義」に誤りが含まれる情報も、①の要件を満たし得る。

一方、誤りが含まれていることに関する発信者の認識（主観的意図）については、「偽情報」と「誤情報」とを画する要件にはなり得る²⁸ものの、情報伝送 PF 事業者において判別困難と考えられることから、対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲の要件とはしないことが適当である。

SNS詐欺等に関する政府の対策の方向性

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付参考資料24-2

国民を詐欺から守るための総合対策（概要）

1

現在の情勢

令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定

特殊詐欺等に対しては、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）及び「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき官民一体となった対策を講じてきた一方で、令和5年中の詐欺被害は約1,630億円と前年から倍増。近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した犯罪の手口が急激に巧妙化・多様化。それによって引き起こされる詐欺等の被害が、加速度的に拡大する状況。

特殊詐欺

✓令和5年被害額は約452億円
✓前年から約80億円増加



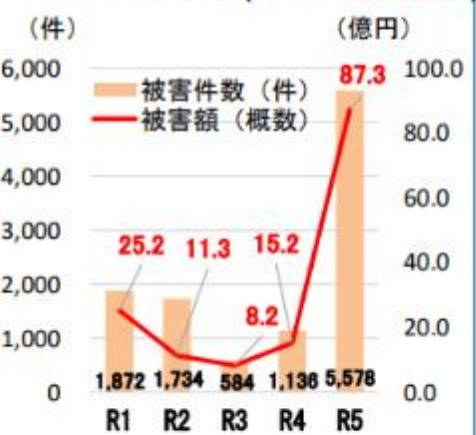
SNS型投資・ロマンス詐欺

✓令和5年下半期から急増
✓同年被害額は約455億円
✓令和6年1～3月被害額は約279億円



フィッシングによる被害

✓インターネットバンキングに係る不正送金被害が急増(令和5年約87億円)



総合対策の策定

- こうした情勢の中、変化のスピードに立ち後れることなく対処し、国民を詐欺の被害から守るためには、官民一体となって、一層強力な対策を迅速かつ的確に講じることが不可欠。
- 従来のプランを発展的に解消させ、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング等を対象に、総合的な対策を取りまとめ、政府を挙げて対策を推進。

SNS詐欺等に関するPFへの要請の方針

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付参考資料24-2

2

国民を詐欺から守るための総合対策 (デジタル空間における情報流通の健全性確保関係抜粋)

1 「被害に遭わせない」ための対策

(1) SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態に注目した対策

ア 健全な投資環境の確保等のための施策

(イ) 投資詐欺サイトに誘導する投稿・偽広告対策等

① SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進

SNS上のなりすまし型の偽広告等を入口として、投資詐欺の被害に遭っている事態がみられるところ、当初接触ツールとして利用されているSNSを運営する主なSNS事業者に対して、自社プラットフォーム上に掲載される広告の事前審査の強化等を要請する。具体的には、広告出稿前の段階として、事前審査基準の策定・公表、審査体制の整備（特に、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の十分な配置）、クローズドチャットを遷移先として設定している広告は原則として採用しないなど、SNS型投資詐欺の手口実態やなりすまされた者等からの通報により得られた情報を踏まえた広告の事前審査の強化、広告出稿者の本人確認の強化を要請する。

また、流通後の広告については、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うとともに、広告の削除申出プロセスの整備・公表、対応体制の整備（日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の十分な配置）、削除申出への迅速な対応、その実施状況の公表を要請するとともに、これらの対応に関する報告を要請する。

③ なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進 (略)

インターネット上に流通・拡散する偽・誤情報や、SNS上のなりすまし型偽広告への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、制度面も含む総合的な対策を進める。

SNS詐欺等に関するPFへの要請の方針

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付参考資料24-2

3

令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議における岸田内閣総理大臣発言

近年、SNSやマッチングアプリを通じたやり取りで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺が急増しています。著名人になりすました偽広告によって、被害者を誘い込む手口も広く見られ、社会的な問題となっています。キャッシュレス決済の普及等の中で、拡大するフィッシング被害や手口を変化させながら拡大する特殊詐欺も深刻であり、危機感を持って対応しなければなりません。

このような状況を踏まえ、国民の大切な財産を守り抜くため、また、安心して投資できる環境を確保するとともに、国民生活に不可欠なツールとなっている、SNSやキャッシュレス決済などの健全性・信頼性を確保するため、この度、政府として初めて詐欺全般に特化した総合対策を取りまとめました。

各位にあっては、本対策に基づき、様々な手口を踏まえた広報啓発やSNSでの警告表示、闇バイト情報に関するサイバーパトロール、そして、携帯電話契約時などにおけるマイナンバーカードを用いた本人確認の厳格化や犯罪収益のよりの確な没収のための法改正を含む暗号資産対策、海外拠点の摘発を始めとする徹底的な取締りなど、被害に遭わせない、犯行に加担させない、犯罪者のツールを奪う、犯罪者を逃さないための対策を総合的に推進してください。

特に国民を被害に遭わせないため、SNS事業者による実効的な広報審査や情報流通プラットフォーム対処法の速やかな施行、警察等からの通報への迅速な対応を含む偽広告の削除の推進など、偽広告への対策を抜本的に強化してください。

また、経団連などとも連携して、フィッシングを防止するための送信ドメイン認証技術や金融機関、ECサイト等での次世代認証技術の導入・促進を強力に進めるほか、未把握のフィッシングサイトに係るウイルス対策ソフトを通じた警告など、技術的なアプローチも強化してください。

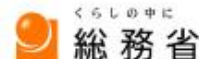
国民を詐欺から守るため、民間事業者に社会的責任を果たしていただくよう強く働きかけることを含め、強い決意をもって本対策に基づく取組を徹底するようお願いいたします。

SNS詐欺等に関するPFへの要請の方針

【出典】総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会）2024年6月27日総務省配付資料24-2

資料24-2

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和6年6月21日

SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応に関する要請の実施

総務省は、本日、SNS等を提供する大規模事業者に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について、文書により要請を実施しました。

ソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（SNS等）において、個人又は法人の氏名・名称、写真等を無断で利用して著名人等の個人又は有名企業等の法人になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告（なりすまし型「偽広告」）が流通・拡散しており、こうした広告を端緒としたSNS型投資詐欺等の被害が急速に拡大しています。

なりすまし型「偽広告」は、閲覧者に財産上の被害をもたらすおそれがあるだけでなく、なりすまされた者の社会的評価を下げるなどなりすまされた者の権利を侵害するおそれもあり、さらに、今後、生成AI技術の発展等に伴って複雑化・巧妙化するおそれもあることから、一層有効な対策を迅速に講じていくことが必要です。

SNS等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になっていること等を踏まえれば、プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場であり、これ以上被害を拡大させないためには、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」の流通の防止・抑制に向けたプラットフォーム事業者による対策が不可欠です。

こうした状況を踏まえ、総務省は、本日、Meta Platforms, Inc.に対して、対策の実施を要請するとともに、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、SNS等を提供する大規模事業者（※）に対して、対策の実施を要請しました。

同社への要請内容は別紙1、同機構への要請内容は別紙2を御覧ください。

※ 同機構の会員企業のうち、当該企業又はその関連会社が日本国内における平均月間アクティブユーザ数が1,000万人以上であるSNS等を提供する企業

SNS詐欺等に関する政府の対策の全体像

【出典】首相官邸犯罪対策閣僚会議HP：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>
における「国民を詐欺から守るための総合対策」概要資料部分

「国民を詐欺から守るための総合対策」における主な施策

1. 「被害に遭わせない」ための対策

SNS型投資・ロマンス詐欺対策

- **被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等**
 - 不審なアカウントとのやり取りを開始する時など、詐欺の被害に遭う場面を捉えて利用者に個別に注意喚起を行うよう、SNS事業者に要請
- **SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進**
 - プラットフォーム上に掲載される広告の事前審査基準の策定・公表、審査体制の整備（特に、日本語や日本の社会等を理解する者の十分な配置）、広告出稿者の本人確認の強化等をSNS事業者に要請
 - 捜査機関から提供された「詐欺に使用されたアカウント」等の情報に着眼した、広告の迅速な削除等をSNS事業者に要請
- **なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進**
 - なりすまし型の偽広告等に関し、SNS事業者に対し、利用規約等に基づき、詐欺広告の削除等の措置を講ずるよう、事業者団体に通知
 - インターネット上で拡散する偽・誤情報や、なりすまし型偽広告への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、制度面も含む総合的な対策を推進
- **大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等**
 - インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付ける情報流通プラットフォーム対処法を速やかに施行するとともに、違法情報への該当性に関するガイドラインを迅速に策定
- **知らない者のアカウントの友だち追加時の実効的な警告表示・同意取得の実施等**
- **SNSの公式アカウント・マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化**
- **新たに開始された金融教育における被害防止に向けた啓発**
 - 金融経済教育推進機構（J-FLEC）による関係省庁と連携した金融経済教育の提供等を通じた金融リテラシーの向上

フィッシング対策

- **送信ドメイン認証技術（DMARC等）への対応促進**
 - 利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、インターネットサービスプロバイダー等のメール受信側事業者や、金融機関等のメール送信側事業者等に対して、送信ドメイン認証技術の計画的な導入を要請
- **フィッシングサイトの閉鎖促進**
- **フィッシングサイトの特性を踏まえた先制的な対策**
 - フィッシングサイトが有する、1つのIPアドレス上に複数のサイトが構築されるなどの特性を踏まえ、いまだ通報がなされていないフィッシングサイトを把握して、ウイルス対策ソフトの警告表示等に活用するなどを検討

特殊詐欺等対策

- **国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充**
 - 国際電話番号を利用した詐欺の被害を防止するため、国際電話の利用休止を一括して受け付ける「国際電話不取扱受付センター」を運営する電気通信事業者に対して、申請受付体制の更なる拡充を要請
- **SMSの不適正利用対策の推進**
 - SMSの悪用を防止するため、SMSフィルタリングの活用の拡大等を推進
- **携帯電話を使用しながらATMを利用する者への注意喚起の推進**

SNS詐欺等に関する政府の対策の全体像

【出典】首相官邸犯罪対策閣僚会議HP：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>
における「国民を詐欺から守るための総合対策」概要資料部分

注：赤線は筆者が付したものである

2. 「犯行に加担させない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- 本人確認の実効性の確保に向けた取組
 - 携帯電話等の契約時の本人確認をマイナンバーカード等を活用した電子的な確認方法へ原則一本化
- 金融機関と連携した検挙対策の推進
 - 金融機関において、詐欺被害と思われる出金・送金等の取引をモニタリング・検知する仕組み等を構築するとともに、不正利用防止の措置を行い、疑わしい取引の届出制度の活用をはじめ、不正な口座情報等について警察へ迅速な情報共有を実施
- 電子マネーの犯行利用防止対策
 - 詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングの強化、発見した場合の電子マネーの利用の停止、警察への情報提供の体制について検討
- 預貯金口座の不正利用防止対策の強化等
 - 法人口座を含む預貯金口座等の不正利用を防止するための取引時確認の一層の厳格化等の推進
- 暗号資産の没収・保全の推進

4. 「犯罪者を逃さない」ための対策

- 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化
- SNS事業者における照会対応の強化
 - SNS事業者に対し、捜査機関からの照会への対応窓口の日本国内への設置、迅速な照会対応が可能な体制の整備等を要請
- 海外拠点の摘発の推進等
- 法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進
 - 実態のない法人がマネー・ローンダリング等の目的で利用されることを防ぐための新たな方策について検討
- 財産的被害の回復の推進
 - 被害回復給付金支給制度及び振り込め詐欺救済法のきめ細やかな周知など効果的な運用の促進

国民を詐欺から守るための総合対策における金融関連での補足

• 被害に遭わせない対策関係

- 無登録業者による偽広告の掲載が違法な金融商品取引業に該当し得ることの明確化、登録業者の著名人のなりすまし広告防止に関する広告規制の強化等（総合対策4,6頁）
- フィッシング対策に関連し、クレジットカード不正利用情報の国際ブランド経由でのカード会社への提供の効率化、コード決済の被害防止のための小売店側への犯罪手口情報提供（同9-10頁）
- 金融機関での声がけ、警察への一定基準での通報の取り組み、A T Mでの振込・引出制限等の推進、ATMでの携帯電話利用者への注意喚起（同11頁）、電子マネー発行事業者等における不正検知・利用停止等の強化（同12頁）

• 犯罪者のツールを奪うための対策関係等（同20-21頁）

- 不正に譲渡・開設された法人口座を含む預貯金口座等が、犯罪者グループ等内での金銭の授受等に用いられている実態や、実態のない法人が設立され、多数の法人口座を不正に開設している実情（中略）業界団体等を交えた検討を行いつつ、犯罪収益移転防止法により求められている預貯金口座利用時の取引時確認を一層厳格化し、金融機関による顧客等への声掛け・注意喚起を徹底・強化するなど、法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策を推進
- 帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される実態（中略）犯罪者グループ等が当該外国人になりすまして預貯金口座を悪用することのないよう、業界団体等を交えた検討を行いつつ、在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進する

国民を詐欺から守るための総合対策における金融関連での補足

- **非対面の本人確認について（総合対策21頁）**

- 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

- **2024年6月21日付デジタル重点計画（同計画の重点政策1-36より抜粋）**

○[No.1-36] 犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

具体的な目標：犯収法、携帯電話不正利用防止法における本人確認方法の見直し

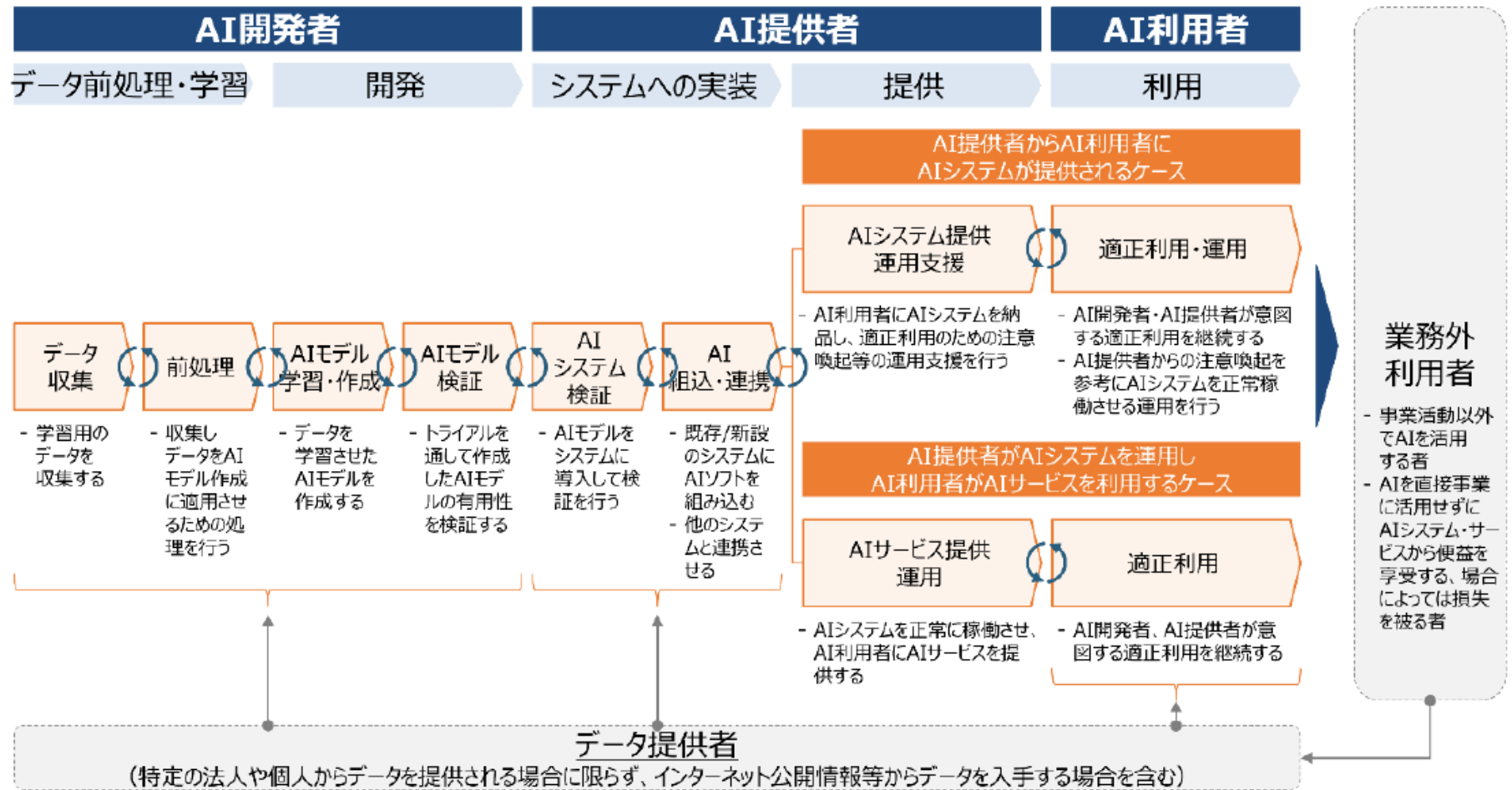
主担当省庁：デジタル庁、警察庁、総務省

以下、2023/12発表の際の既存資料から引用資料

（注：発表では利用せず、討議において必要がある場合に引用します）

AIの開発から利用までのバリューチェーン

【出典】AI事業者ガイドライン案：第7回AI戦略会議（2023年12月21日）配付資料



・ AI開発者 (AI Developer)

AIシステムを開発する事業者（AIを研究開発する事業者を含む）
AIモデル・アルゴリズムの開発、データ収集（購入を含む）、前処理、AIモデル学習、検証を通してAIモデルおよびAIモデルのシステム基盤や入出力等を含むAIシステムを構築する役割を担う。

・ AI提供者 (AI Provider)

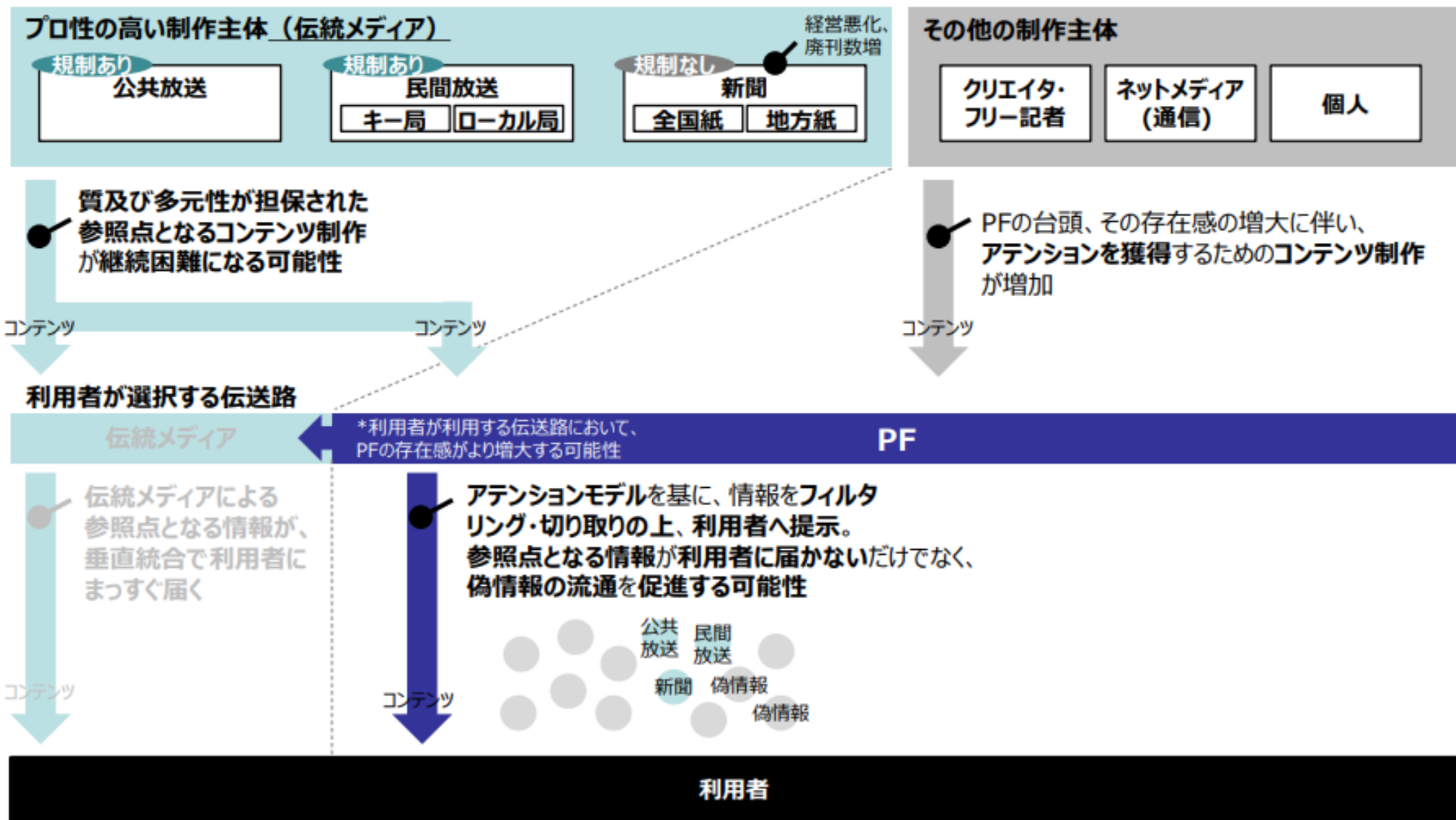
AIシステムをアプリケーションや製品もしくは既存のシステムやビジネスプロセス等に組み込んだサービスとしてAI利用者（AI Business User）、場合によっては業務外利用者に提供する事業者
AIシステム検証、AIシステム他システムとの連携の実装、AIシステム・サービスの提供、正常稼働のためのAIシステムにおけるAI利用者（AI Business User）側の運用サポートやAIサービスの運用自体を担う。AIサービスの提供に伴い、ステークホルダーとのコミュニケーションが求められることもある。

・ AI利用者 (AI Business User)

事業活動において、AIシステム又はAIサービスを利用する事業者
AI提供者が意図している適正な利用及び環境変化等の情報をAI提供者と共有し正常稼働を継続する、必要に応じて提供されたAIシステムを運用する役割を担う。また、AIの活用において業務外利用者に何らかの影響が考えられる場合は、当該者に対するAIによる意図しない不利益の回避、AIによる便益最大化の実現に努める役割を担う。

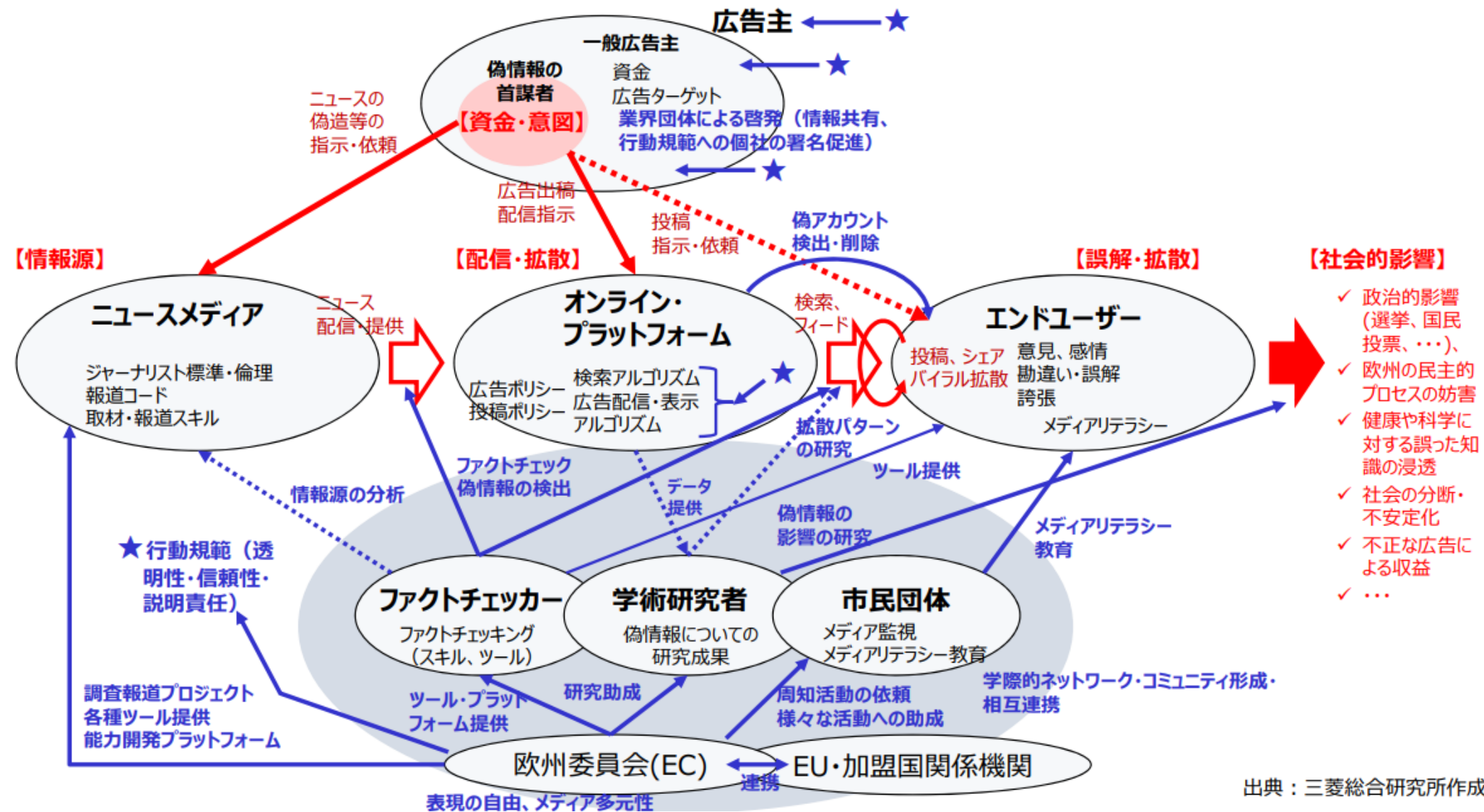
現在の情報空間の構造に関する従来からの分析

【出典】次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点とりまとめ（第2次）」報告書（2023年3月31日）



EUにおける偽情報に関する問題の捉え方と取組の全体像

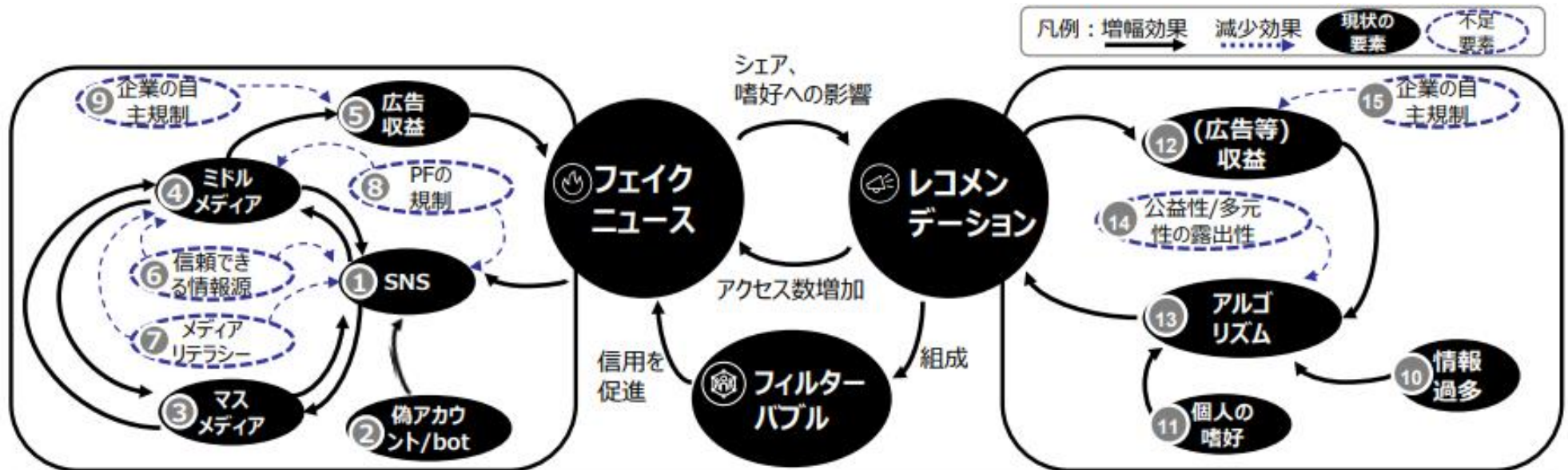
【出典】株式会社三菱総合研究所「諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応」
：第8回プラットフォームサービスに関する研究会（2019年5月24日）配付資料



出典：三菱総合研究所作成

フェイクニュースとレコメンデーションの関係

【出典】次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点とりまとめ（第2次）」報告書（2023年3月31日）



フェイクニュースにおける現状

- ① SNSにおいては、フェイクニュースの伝播する速度が真実のそれよりも早い
- ② 特に政治的目的において、偽アカウント/botを悪用して拡散を加速
- ③ SNS・ミドルメディア上のフェイクニュースを報道することで、更に拡大
- ④ ミドルメディア（まとめサイト等）におけるフェイクニュースの取り上げ
- ⑤ 耳目を集めやすいことから、広告収益がフェイクニュースのインセンティブに

フェイクニュースにおいて求められる要素

- ⑥ 真偽の検証のために、信頼できる情報源が認識されていることが求められる
- ⑦ 利用者の真偽を判断する能力・倫理が一定求められる
- ⑧ SNS・ミドルメディアにおけるフェイクニュースへの場の規制が求められる
- ⑨ フェイクニュース掲出PFへの、広告出稿企業の自主規制が求められる

レコメンデーションにおける現状

- ⑩ 国内外問わず、情報過多がレコメンドのアルゴリズムを必要にする
- ⑪ 現状のアルゴリズムは、基本的に利用者の嗜好/履歴から成り立つ
- ⑫ PF企業のレコメンド目的は、基本的に広告/販売による収益増加
- ⑬ PF企業のアルゴリズムは個人嗜好からのレコメンドが大半だが、そのみでは縮小均衡が指摘され、敢えてそこから外れたものも混ぜている

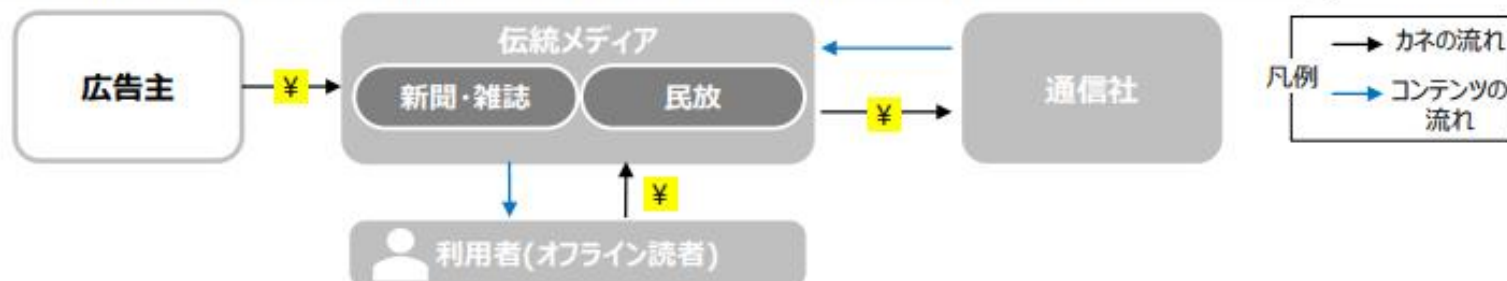
レコメンデーションにおいて求められる要素

- ⑭ 現状のアルゴリズムではノイズとも取れるような、公益性/多元性を露出させるレコメンドが、Consumer's Interestにも叶う可能性
- ⑮ 公益に反し、安全・安心なレコメンドを行えないPFへの広告出稿企業の自主規制が求められる

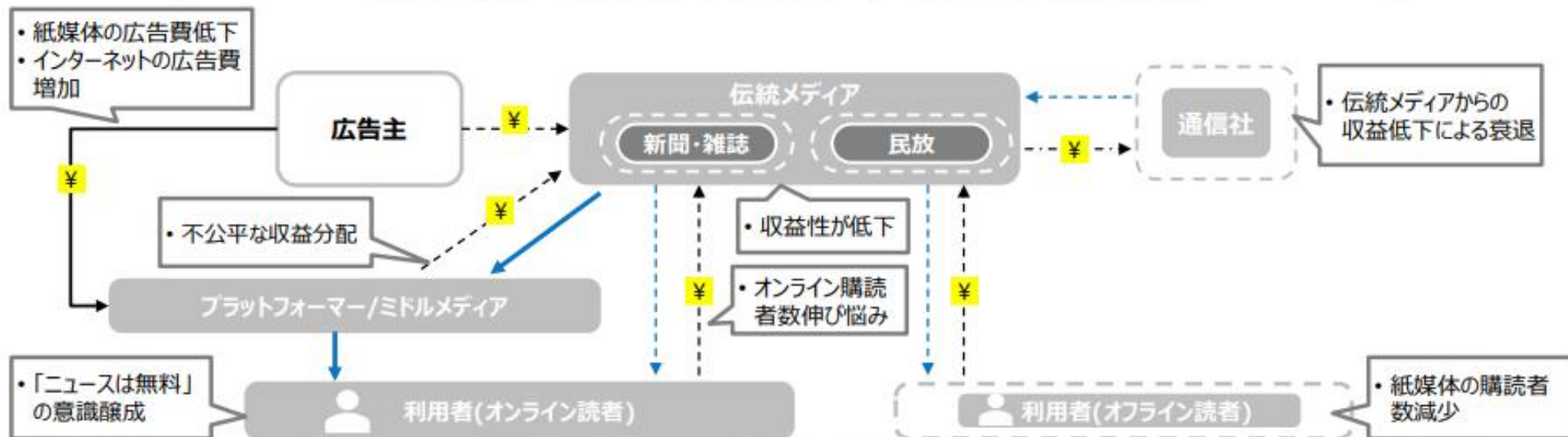
メディアの収益構造の変化

【出典】次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点とりまとめ（第2次）」報告書（2023年3月31日）

過去：地方紙を含め人口増加に伴う購読者数増加、“強い広告媒体”として成長



現在：インターネット発展・プラットフォーム台頭に伴い、収益性低下



※仮定として、図中の太線は近年増加傾向であることを、点線は相対的に少ないもしくは近年横ばい・減少傾向(プラットフォーム/ミドルメディアから伝統メディアへの対価が少ない事象も含む)であることをそれぞれ示す

従来の情報空間の構造

【出典】次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点とりまとめ（第2次）」報告書（2023年3月31日）

プロ性の高い制作主体（伝統メディア）

規制あり
公共放送

規制あり
民間放送

キー局 ローカル局

規制なし
新聞

全国紙 地方紙

その他の制作主体

クリエイター・
フリー記者

ネットメディア
(通信)

個人

プロ性の高い主体により、質と多元性が
担保された参照点となるコンテンツ制作

- 放送に対し、放送法による規律をかけ、質を担保
- 新聞に対し、規制をかけず、言論空間の多元性を担保
(⇒ 部分規制の状態)

伝統メディアの伝送路としての存在感が強い
ため、アテンションを狙ったコンテンツ制作は
限定的で、プロ性の低い情報は利用者に
届きにくい

利用者が選択する伝送路

伝統メディア

コンテンツ制作者とコンテンツ提供者が一致し、**伝統メディアによる参照点となる情報が、垂直統合で、利用者にまっすぐ届く**

- 番組調和原則が機能し、ジャンルの偏りが規律されている放送を提供
- 垂直統合モデルが機能し、新聞により幅広いジャンルを提供

放送及び新聞が主な情報源で、情報源の母数が少なかったため個人による取捨選択が可能

利用者